

福知山市監査委員告示第4号

令和3年度に実施した財政援助団体等監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年6月28日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査の結果	講じた措置
<p>1 会計事務について 事業に対して市の補助金負担割合が明確でないものが見受けられた。市の補助金による会計処理を、口座や帳簿を分けるなどして明確に区別し管理されたい。</p> <p>2 行政財産の使用について 使用許可申請の範囲外を使用しているものなど、許可条件にそぐわないものが見受けられた。現実に即した使用許可を受けられたい。</p> <p>3 備品の管理について 備品台帳が整備されておらず、十分な管理ができているとは言い難い状態であった。備品台帳を整備したうえで保管場所についても明示して整理保管し、適正な管理に努められたい。</p>	<p>1 会計事務について 補助金会計が明確となるよう会計簿や口座を分けるよう改めた。</p> <p>2 行政財産の使用について 使用申請の範囲が許可条件に整合するように改めた。</p> <p>3 備品の管理について 備品台帳を整備し保管場所についても適正な管理となるよう改めた。</p>